

豊川市監査公表第32号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年8月25日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	野本	逸郎
同職務執行者	戸	苺 敏

## 定例監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	学 校 名		
教育委員会	南部中学校	平成26年4月 1日 ～同年6月30日	平成26年7月11日 ～同年8月19日
	長沢小学校		
	萩小学校		

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

## 一般項目

- (1) 予算執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 受託事業に関する事務について
- (4) 備品等の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- (7) 庶務その他事務について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、就学援助費及び日本スポーツ振興センター共済掛金の公金取扱事務において、疑義等が生じたため、所管部署である教育委員会学校教育課の随時監査を実施することとした。

## 【南部中学校】

## (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

**【長沢小学校】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

**【萩小学校】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。